

工事完了届出書

西宮市長様

令和 年 月 日
(年)

事業主 住所(所在地)

氏名(名称)

- 開発事業等におけるまちづくりに関する条例第22条第1項の規定に基づき
 都市計画法36条の公共施設に関する工事についての
- 工事完了届出書を提出します。

概要書受付番号	第 一 号
協定 / 年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号
同意 / 年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号
事業場所(地番表示)	西宮市
工事完了年月日	令和 年 月 日
連絡先	所在地
	名称 担当 () 電話 ()

※ 添付書類 (詳細は2枚目注意事項『2. 作成について』を参照)

- ①協定書写し ②位置図 ③土地利用計画図 ④道路計画平面図 ⑤排水計画平面図
⑥植栽計画図(求積図・平面図) ⑦道路関係完了届出書写し
⑧下水道及び水路関係完了届出書写し ⑨開発区域求積図(実測図) ⑩完了写真
⑪都市計画法第29条第1項の許可を要する事業はその許可書(同法35条の2第1項本文の規定による
変更許可があった場合は、当該変更許可証)の写し ⑫受検前チェックシート
⑬委任状(事業主印) ⑭その他市長が必要と認める書面及び図書

以下は記入不要

上記のとおり、届出書の提出がありましたので検査してよろしいか。						
検査日時		令和 年 月 日 時 分				
決 裁 欄	課長	係長・チーム長		検査課		受付欄
				基本関係課	その他関係課	
				<input type="checkbox"/> 道路建設課 <input type="checkbox"/> 土木調査課 <input type="checkbox"/> 下水管理課 <input type="checkbox"/> 水路治水課	<input type="checkbox"/> 警防課 <input type="checkbox"/> 美化企画課 <input type="checkbox"/> 花と緑の課 <input type="checkbox"/> 公園緑地課	
	係	起案				
<input type="checkbox"/> PC入力 <input type="checkbox"/> 検査日時記入						

工事完了届出書について

1. 提出にあたっての注意事項

- ・ 協定締結時より変更がある場合は、速やかに打合わせを行って下さい。
- ・ 開発指導課の検査日は原則、**毎週、火・木曜日の午後**としています。
関係課の検査日は、開発指導課で経由印を押印した完了届出書の提出時に、各課と直接調整して下さい。 ※道路建設課、土木調査課、水路治水課(該当の場合)は原則同時受検が必要
- ・ **受検希望日の7日前**までに下記必要提出部数を**開発指導課**に提出して下さい。
関係課の検査は事前に手続きや準備事項等を直接確認して下さい。

基本関係課 (提出必要)	： 道路建設課、土木調査課、下水管理課、水路治水課 (水路に関する協議の有無に関わらず提出)
その他関係課 (該当の場合、 提出必要)	： 美化企画課(ごみ集積場について協議をした場合) ： 警防課(消防水利施設等について協議をした場合) ： 花と緑の課(開発区域面積が3000㎡以上) ※建築面積1000㎡以上の場合、別途、兵庫県環境の保全と創造に関する条例の手続き有 ： 公園緑地課(公園及び自主管理の公園の整備がある場合)

2. 作成について

- ①事業主住所・氏名 協定書に記載の事業主と同一人とする事。
(異なる場合、名義変更届等が必要。)
- ②工事完了年月日 実際に完了した年月日を記入すること。
- ③事業場所 開発事業等におけるまちづくりに関する条例の協定時の地番を記入すること。
また、協定時の地番が現在と異なる場合は、現在の地番と協定時の地番を記載し、現在の土地の登記にかかる全部事項証明書と公図を添付すること。
- ④添付図書等 下記内容を確認の上、提出書類を作成すること。

- 提出部数 **正本1部(開発指導課)、副本4部(基本関係課)+〇部(その他関係課)**
- 土地利用計画図、道路計画平面図、排水計画平面図、植栽計画図(求積図・平面図)
 - ・ 現地の出来形と整合した図面を添付すること。
 - ・ 開発事業計画書に添付されている図面と異なる場合は、事前に協議すること。
- 各完了届出書の写し(届出先の受領印があるもの)
 - 届出先 土木管理課 : 道路改築・占用工事完了届
水路使用・改築工事完了届
 - 下水管理課 : 下水道関係完了届(公共下水道工事完了届等)
- 開発区域求積図(実測図)
 - ・ 開発区域求積図及び公共施設用地となる部分を実測し、求積図を添付すること。
 - ・ 宅地造成の場合、各宅地求積図を添付すること。
- 完了写真
敷地全体や道路、植栽、清掃施設、公園 が未了の状態でないことが明確にわかるよう全体的に撮影すること。
- その他市長が必要と認める書面及び図書
 - ・ 公園を設けた場合 : 公園面積求積図、公園植栽竣工図(求積図・平面図)
: 公園施設竣工図(雨水、給水、電気、舗装等の施設平面図一式)
 - ・ 集会施設を設けた場合 : 集会施設求積図(現場で有効寸法が確認できる求積図)
 - ・ 敷地外に駐車場を確保した場合 : 賃貸契約書の写し等